

## 普通預金(教育資金贈与非課税口)をご利用のお客さまへ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

「普通預金(教育資金贈与非課税口)」の払戻手続をされるにあたり、以下の点にご留意いただきますよう、お願いいたします。

1. 「普通預金(教育資金贈与非課税口)」から払い戻しをした金銭で教育資金のお支払いをされた場合に、「教育資金一括贈与に係る贈与税非課税措置」の適用を受けるためには、**その支払いに係る領収書等に記載された支払日の属する年の翌年1月1日から3月15日までに**当行の国内本支店窓口にて、当該領収書等をご提出いただく必要があります。
2. 普通預金(教育資金贈与非課税口)に関する特約が終了した場合は上記にかかわらず当該終了日の翌月末日までに、当該領収書等を提出いただく必要があります。
3. 普通預金(教育資金贈与非課税口)からの年内の払戻分について、払戻手続を行った年の翌年に、当該払戻資金をもって教育資金としての支払いを行った場合には、当行に当該「領収書等」を提出いただいても、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象外となりますので、ご注意ください。
4. 教育資金支払の目的でなくとも、当行は払戻の手続を行います。但し、**払戻資金が教育資金に充てられない場合には、非課税措置を受けることができません**ので、ご注意ください。
5. 領収書等を当行にご提出いただく際は、ご提出いただく方(預金者さま、または法定代理人さま)のご本人さま確認書類(運転免許証等)が必要となりますので、必ずお持ちください。
6. ご提出いただく領収書等は、下記「領収書等の要件」および裏面「教育資金の範囲」の内容を充足している必要があります。必ずご提出前にご確認いただきますよう、お願いいたします。

### 「領収書等」の要件

領収書等とは、下記の定義に当てはまるものをいいます。

- ① 教育資金の支払いに充てた金銭に係る領収書(以下「領収書」といいます)
- ② その他の書類又は記録で教育資金の支払いの事実を証するもの(以下、「支払いの事実を証する書類」といいます)

「領収書等」は、預金者さまの「教育資金」(※1)として「学校等」または「学校等以外のもの」(※2)に直接支払った事実を証する内容である必要があります。

※1 租税特別措置法第70条の2の2関係法令で定める教育資金

※2 租税特別措置法第70条の2の2関係法令で定める学校等または学校等以外の者

学校等で必要な費用を、学校等以外の者に支払う場合、「領収書等」に加え、「学校等の書面」(※)をご提出いただく必要があります。

※ 年度や学期の始めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入票」「シラバス(講義要領)」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。

なお、書面には、「学校の名称」、「用途」、「費目」が記載されていることが必要です。

「請求書」は「領収書等」に該当しませんので、ご注意ください。

下記の要件に該当する「領収書等」は受理できませんので、ご注意ください。

- ① 「領収書等」の日付が属する年の翌年3月15日(銀行休業日の場合はその翌営業日まで)を経過して、当行に当該「領収書等」を提出された場合
- ② 「領収書等」の日付が非課税措置を受けるための口座に最初に預入した日より前の場合
- ③ 「領収書等」の日付が普通預金(教育資金非課税口)に関する特約終了日より後の場合

### 「領収書」についてのご留意事項

領収書には、支払日付、金額、摘要(支払内容)※、支払者(宛名は、受贈者または保護者等)、支払先の氏名(名称)、支払先の住所(所在地)が記載されていることを、ご確認ください。

※ 学校等以外への支払いの場合、資金用途に加えて、その内訳(例「〇月分〇〇料として(〇回または〇時間)」)についても記載されている必要があります。

領収書は、「原本」のご提出が必要となりますので、大事に保管しておいてください。

※ 領収書等の原本は、原則返却できませんので、ご提出いただく前にあらかじめ写し(コピー)を保管しておいてください。

(裏面に続きます)

## 「領収書等」の要件

### 「支払いの事実を証する書類」についてのご留意事項

※下記の要件を満たすものであれば、領収書の代わりとして認められる場合があります。

「支払いの事実を証する書類」には、支払日付、金額、摘要(支払内容)※、支払者(宛名は、受贈者または保護者等)、支払先の氏名(名称)、支払先の住所(所在地)が記載されていることを、ご確認ください。

※ 学校等以外への支払いの場合、資金使途に加えて、その内訳(例「〇月分〇〇料として(〇回または〇時間)」)についても記載されている必要があります。

ご提出いただく「支払いの事実を証する書類」のなかに、同一の支払に関する重複提出がないことを、ご確認ください。

※ 過去提出分を含む。

## 教育資金の範囲

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象となる教育資金の範囲や学校等の範囲についてご不明な点がある場合は、下記文部科学省のホームページまたは税理士にご確認ください。

【文部科学省ホームページ:「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」】

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm)

### 1. 学校等に対して直接支払われる次のような金銭

- (1) 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学(園)試験の検定料など
- (2) 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

#### 【「学校等」とは】

- ・ 学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、専修学校、各種学校
- ・ 外国の教育施設  
〔外国にあるもの〕  
その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本人学校、私立在外教育施設
- 〔国内にあるもの〕  
インターナショナルスクール(国際的な認証機関に認証されたもの)、外国人学校(文部科学大臣が高校相当として指定したもの)、外国大学の日本校、国際連合大学
- ・ 認定こども園または保育所 など

### 2. 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの

- (1) 役務提供又は指導を行う者(学習塾や水泳教室など)に直接支払われるもの
  - ① 教育(学習塾、そろばんなど)に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
  - ② スポーツ(水泳、野球など)又は文化芸術に関する活動(ピアノ、絵画など)  
その他、教養向上のための活動に係る指導への対価など
  - ③ 上記①の役務提供または上記②の指導で使用する物品の購入に要する金額
- (2) 上記2. (1)以外(物品の販売店など)に支払われるもの
  - ① 上記1. (2)に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの
  - ② 通学定期券代
  - ③ 留学渡航費、学校等に入学・転入学・編入学するために必要となった転居の際の交通費

以上